

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第32号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第8条総務部の款総務事務センターの項第2号中「財務会計システム」を「庶務事務システム及び財務会計システム」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 次に掲げる事務のうち、集中的かつ一体的に処理するものに関すること。

ア 水道、ガス、電気及び電話の料金、郵便に関する料金(後納するものに限る。),

タクシーの運賃及び料金並びに臨時的任用職員の給与の支払に関する事務

イ 臨時的任用職員の社会保険に関する事務

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)